

御覽
奏

戰時教育令廢止、件

右謹^ニ上奏^ニ恭^シク

聖裁^ヲ仰^キ併^セニ樞密院、議^ニ付^セル^{コト}

ム^{コト}ヲ請^フ

昭和二十年九月二十一日

内閣總理大臣 稔 彦 王

勅令第 號

戰時教育令ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

學徒ニシテ戰時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ本令施行前死亡シ又ハ傷痕ヲ受ケタルモノノ卒業（之ニ準ズルモノヲ含ム）ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル